

特別職の報酬額等の改定について(案)

第4回報酬等審議会  
資料2

No.	担当課	職名		委員等の人数	主な業務の内容及びその頻度	報酬額		改定(案)		改定理由	摘要		
1	農業委員会	農業委員会	会長	1	農業委員会法に規定されている所掌事務	年額	490,000円	年額490,000円+上乗せ額10,000円以内×12月		制度改正により、農地利用の最適化(担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等)の業務に対し、一定の要件を満たす活動及び成果に基づき、国からの交付金を報酬に上乗せするもの。			
2			委員	18	農業委員会法に規定されている所掌事務	年額	239,000円	年額239,000円+上乗せ額10,000円以内×12月				同上	
3	選挙管理委員会		選挙長	1	選挙につき、選挙会に関する事務を担当するもの。	日額	10,800円	1選挙につき	10,800円	1選挙における選挙会を、支給対象とするもの。			
4			投票管理者	1	選挙につき、各投票区ごとにおく投票に関する事務を担当するもの。	日額	12,800円	日額	日額12,800円。ただし、7時間以内の場合はその1/2(6,400円)	制度改正により、途中交代が可能となったことから、交代する場合の報酬額を設定するもの。投票時間は現行7:00から19:00までの12時間であるが、法定の7:00から20:00までの13時間を基準として7時間の設定とするもの。			
5			投票立会人		選挙につき、各投票区ごとにおく投票事務が正しく行われているか監視し、選挙の公正を確保するためにおくもの。	日額	10,900円	日額	日額10,900円。ただし、7時間以内の場合はその1/2(5,450円)	同上			
6			開票管理者		選挙につき、開票に関する事務を担当するもの。	日額	10,800円	1選挙につき	10,800円	1選挙における開票事務を、支給対象とするもの。			
7			開票(選挙)立会人		選挙につき、開票に関する事務の公正な執行を監視するため、立ち会うもの。	日額	8,900円	1選挙につき	8,900円	同上			
8			期日前投票所の投票管理者		選挙につき、期日前投票所ごとにおく投票に関する事務を担当するもの。	日額	11,300円	日額	日額11,300円。ただし、6時間以内の場合はその1/2(5,650円)	制度改正により、途中交代が可能となったことから、交代する場合の報酬額を設定するもの。8:30から20:00までの11時間30分を基準として6時間の設定とする。			
9			期日前投票所の投票立会人		選挙につき、期日前投票所ごとにおく投票事務が正しく行われているか監視し、選挙の公正を確保するためにおくもの。	日額	9,600円	日額	日額9,600円。ただし、6時間以内の場合はその1/2(4,800円)	同上			
10			環境防災課	消防団	団長	1	町内の水火災及び地震発生時に出勤及び幹部会(回)、最高幹部会(回)。春季消防演習等(4回)。操法練習等。	年額	142,000円	改定なし			
11					副団長	2	同上	年額	95,000円	改定なし			
12	分団長	14			同上	年額	74,000円	改定なし					
13	副分団長	13			同上	年額	56,000円	改定なし					

No.	担当課	職名	委員等の人数	主な業務の内容及びその頻度	報酬額		改定(案)		改定理由	摘要	
14	環境防災課	消防団	部長	26	分団等の水火災及び地震発生時に出勤。春季消防演習等(4回)。操法練習等。	年額	43,000円		改定なし		
15			班長	82	同上	年額	37,000円		改定なし		
16			機関員(自動車)	82	同上	年額	30,000円		改定なし		
17			機関員(手引可搬)	186	同上	年額	25,000円		改定なし		
18			団員	454	同上	年額	19,000円	年額	20,000円	20,000円未満の市町村は、その解消に取り組むことについて、令和2年9月8日に、消防庁から助言を受けていることから、近隣自治体を参考とした上で、その助言に従うもの。	
19			機能別団員	24	平日日中の災害発生時に出勤。分団内に限る。	年額	7,000円		改定なし		
20			出勤報酬(水火災及び地震)		水火災及び地震の際の出勤。	費用弁償として支給。(火災は支給なし。水災及び地震は2,000円)		日額	2,000円。ただし、4時間を超える場合は4,000円。	消防団員の報酬等の基準等について、令和3年4月13日に、消防庁から助言を受けたことから、これまで費用弁償としてきたものを組み替えし、額についても見直しを図るもの。	
21	出勤報酬(警戒及び訓練)		警戒及び訓練の出勤。	費用弁償として支給。(2,000円)		日額	2,000円	消防団員の報酬等の基準等について、令和3年4月13日に、消防庁から助言を受けたことから、これまで費用弁償としてきたものを組み替えるもの。			
22	教育課	町嘱託医	幼稚園医	5	学校保健安全法施行規則に規定される業務、年1回の健診、感染症流行時等の相談	年額	78,000円以内	年額	94,000円以内	庄内地域の2市2町と比較し、最低額となっている。酒田市の報酬額をベースに改定するもの。(庄内町は酒田地区医師会の管内)	
23			幼稚園歯科医	5	学校保健安全法施行規則に規定される業務、年1回の健診、感染症流行時等の相談	年額	78,000円以内	年額	80,000円以内	庄内地域の2市2町と比較し、最低額となっている。鶴岡市の報酬額をベースに改定するもの。(庄内町は鶴岡地区歯科医師会の管内)	
24			幼稚園眼科医	5	学校保健安全法施行規則に規定される業務、年1回の健診、感染症流行時等の相談	年額	30,000円以内	年額	55,000円以内	庄内地域の2市2町と比較し、最低額となっている。酒田市の報酬額をベースに改定するもの。(庄内町は酒田地区医師会の管内)	
25			幼稚園耳鼻科医	5	学校保健安全法施行規則に規定される業務、年1回の健診、感染症流行時等の相談	年額	30,000円以内	年額	55,000円以内	同上	
26			小学校医	5	学校保健安全法施行規則に規定される業務、年1~2回の健診及び総合判定、感染症流行時等の指導、学校保健安全委員会での助言	年額	176,000円以内	年額	214,000円以内	現行の報酬額は庄内地域の2市2町で最低額となっている。酒田市の報酬額をベースに改定するもの。(庄内町は酒田地区医師会の管内)	

No.	担当課	職名	委員等 の人数	主な業務の内容及びその頻度	報酬額		改定(案)		改定理由	摘要	
27	教育課	町嘱託医	小学校歯科医	5	学校保健安全法施行規則に規定される業務、年1~2回の健診及び総合判定、感染症流行時等の指導、学校保健安全委員会での助言	年額	176,000円以内	年額	181,000円以内	庄内地域の2市2町と比較し、最低額となっている。鶴岡市の報酬額をベースに改定するもの。(庄内町は鶴岡地区歯科医師会の管内)	
28			小学校眼科医	5	学校保健安全法施行規則に規定される業務、年1回の健診、感染症流行時等の相談	年額	116,000円以内	年額	160,000円以内	現行の報酬額は庄内地域の2市2町で最低額となっている。酒田市の報酬額をベースに改定するもの。(庄内町は酒田地区医師会の管内)	
29			小学校耳鼻科医	5	学校保健安全法施行規則に規定される業務、年1回の健診、感染症流行時等の相談	年額	116,000円以内	年額	160,000円以内	同上	
30			中学校医	3	学校保健安全法施行規則に規定される業務、年1~3回の健診及び総合判定、感染症流行時等の相談、学校保健安全委員会での助言	年額	185,000円以内	年額	216,000円以内	現行の報酬額は庄内地域の2市2町で最低額となっている。酒田市の報酬額をベースに改定するもの。(庄内町は酒田地区医師会の管内)	
31			中学校歯科医	2	学校保健安全法施行規則に規定される業務、年1~3回の健診及び総合判定、感染症流行時等の相談、学校保健安全委員会での助言、歯みがき教室指導等	年額	185,000円以内	年額	201,000円以内	現行の報酬額は庄内地域の2市2町で最低額となっている。鶴岡市の報酬額をベースに改定するもの。(庄内町は鶴岡地区歯科医師会の管内)	
32			中学校眼科医	2	学校保健安全法施行規則に規定される業務、年1~3回の健診、感染症流行時等の相談	年額	137,000円以内	年額	196,000円以内	現行の報酬額は庄内地域の2市2町で最低額となっている。酒田市の報酬額をベースに改定するもの。(庄内町は酒田地区医師会管内)	
33			中学校耳鼻科医	2	学校保健安全法施行規則に規定される業務、年1回の健診、感染症流行時等の相談	年額	137,000円以内	年額	196,000円以内	同上	
34	総務課	町嘱託医	産業医		(1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。 (2) 衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置で医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。 (3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。	年額	178,000円以内	年額	216,000円以内	小学校医の改定率に合わせ見直しするもの。	
35	教育課	町嘱託薬剤師	幼稚園薬剤師	5	学校保健安全法施行規則に規定される業務、各種検査年1~2回	年額	30,000円以内	年額	61,000円以内	現行の報酬額は庄内地域の2市2町で最低額となっている。酒田市の報酬額をベースに改定するもの。(庄内町は酒田地区薬剤師会管内)	
36			小学校薬剤師	5	学校保健安全法施行規則に規定される業務、各種検査年3~4回、薬物乱用防止教室での指導	年額	50,000円以内	年額	93,000円以内	現行の報酬額は庄内地域の2市2町で最低額となっている。酒田市の報酬額をベースに改定するもの。(庄内町は酒田地区薬剤師会管内)	
37			中学校薬剤師	2	学校保健安全法施行規則に規定される業務、各種検査年3~5回、薬物乱用防止教室での指導	年額	53,000円以内	年額	154,000円以内	現行の報酬額は庄内地域の2市2町で最低額となっている。酒田市の報酬額をベースに改定するもの。(庄内町は酒田地区薬剤師会管内)	

==

==

